



多様な自然とふれあい、共生する都市 富田林

# 富田林市 緑の基本計画

概要版



平成 31(2019) 年 3 月

 富田林市



## ■ 緑の基本計画について

### ○ 緑の基本計画の概要と改定の背景

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを指します。具体的には、都市公園等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針が定められています。

本市では、平成19(2007)年に緑の基本計画を策定しましたが、それから約10年が経過する中で、公園、緑地、農地等を取り巻く環境が大きく変化したことや、上位計画や関連法令の改正も行われていることから改定を行うことになりました。

### ○ 計画の期間と計画対象区域

計画期間は20年後を展望しつつ、今後おおむね10年間を計画期間とします。計画対象区域は、本市全域とします。

### ○ 計画の対象とする緑

本計画で対象とする緑は、「樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、学校・庁舎などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の庭など」とします。

### ○ 改定にあたっての基本的な考え方

改定の背景を踏まえながら、以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いました。

#### 持続可能な緑のまちづくりへの対応

「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今ある緑の活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働につながる計画」等の視点を考慮

#### 生物多様性の確保や農地の保全への配慮

「まち、里山、農地、水辺等が一体となったエコロジカル・ネットワークの形成」、「都市緑化の推進」等の視点を考慮

#### 公園の活用や管理運営のあり方

「公園の役割や地域性を踏まえた幅広い年代に利用される公園」等の視点を考慮

富田林市緑の基本計画

## ■ 緑の現況と課題

### ◆ 「緑の保全」に関する課題

嶽山・金胎寺山や社寺林の緑、文化財と一体となった緑は、本市を代表する緑として維持・改善し、その価値を活かすことが必要です。

市街地内の里山や石川の河岸段丘崖に沿って連なっていた斜面緑地など、市街化が進む中で失われた緑の保全が必要です。

里山が持つ多様な機能の低下が問題となっているため、里山としての保全と活用が必要です。

放置され荒廃している農地や、生産緑地などの都市農地の保全と活用が必要です。

市の中央部を流れる石川は、自然草地の連続性の確保等、河川の生態系や自然環境の保全・復元・育成を図るとともに、市民の貴重なオープンスペースとしての活用が必要です。

### ◆ 「緑の創出と活用」に関する課題

府営錦織公園、府営石川河川公園、総合スポーツ公園、農業公園サバーファームなどの本市を代表する公園・緑地の魅力の向上と利用の促進に取り組むことが必要です。

今後の人口動向や公園の役割・地域性を踏まえて、幅広い年代に利用される公園づくりに取り組むことが必要です。

道路の街路樹等による、緑のネットワークの充実が必要です。

小学校のグラウンド等は、スポーツ・レクリエーション活動の場や、災害時における緊急避難場所として、十分なスペースの確保とアクセスの向上が必要です。

公共施設の中には地域のシンボルとなり得るものが多くあるため、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。

市街地内の土地の多くは民有地であるため、住宅地を含めた民有地の緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

### ◆ 「緑の育成」に関する課題

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政による取組みだけでは不十分であり、今後も緑の担い手を育成するとともに、市民等の主体的な活動を支援する協働のまちづくりを推進することが必要です。

## ■ 緑の将来像と基本方針

### ○ 緑の将来像

緑の将来像を以下のように設定します。

#### **多様な自然とふれあい、共生する都市 富田林**

本市の魅力である多様性（自然、歴史、文化など）を活かしながら、これらと人が共生する都市を目指します。

### ○ 緑の基本方針

緑の課題を解決し、緑の将来像を実現していくため、緑の基本方針を以下のように設定します。

#### **□ 郷土の緑を守ります**

嶽山・金胎寺山などの山の緑や、農地の緑、石川などの水辺、市内に点在する古木・名木は、富田林の風土を継承する貴重な緑です。これらの今ある樹木や樹林地をできる限り減らさず次世代に引き継ぐことで、人と自然が共生する都市を目指します。



#### **□ 緑を創り、活かします**

身近な公園は、市民にとって日常のコミュニティや休息、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所や生物の生息空間としても重要な役割を担っています。

公園の適正な配置に取り組むとともに、新規公園の整備や既存公園の再整備の際には、公園の役割や地域性を踏まえた幅広い年代に利用される公園づくりを目指します。

また、公共施設や民有地の緑化を進め、身近に緑を実感できる生活都市を目指します。

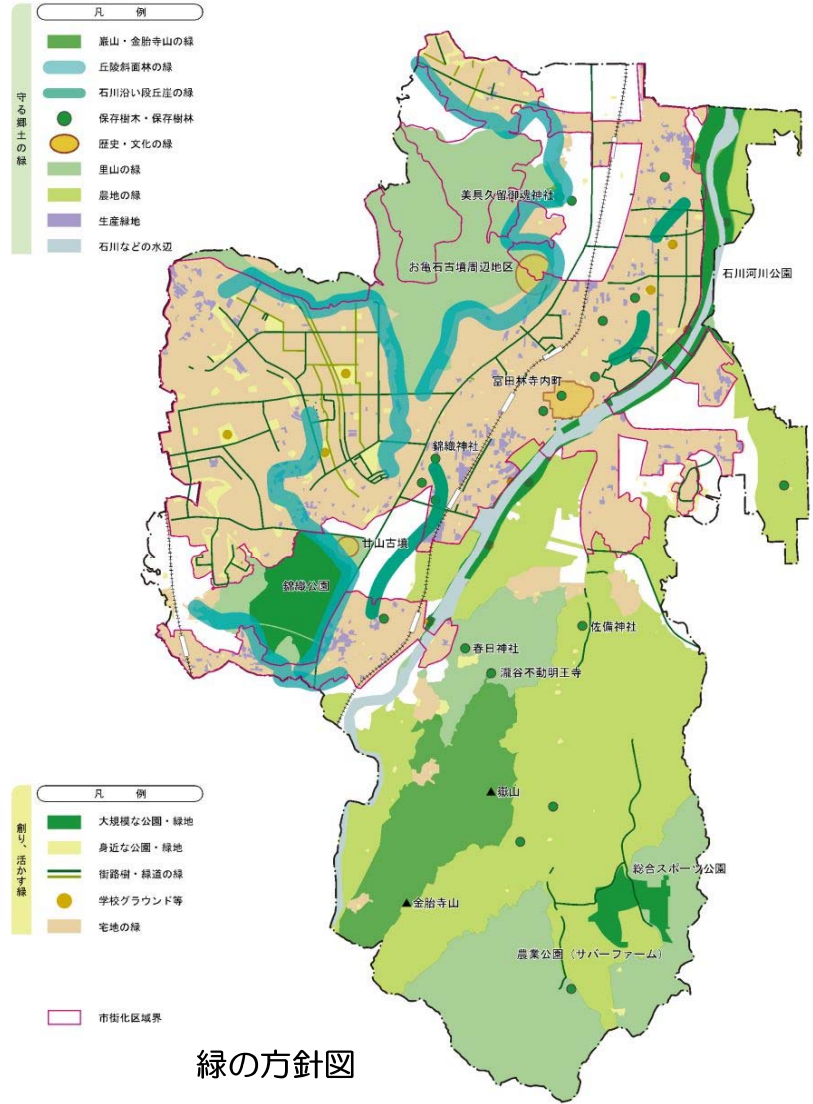


#### **□ みんなで緑を育みます**

市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くとともに、次世代を担う子どもたちの緑に対する関心を高め、身近な自然環境などを学び体験できるような取組を行い、人が緑を育み、緑が人を成長させる都市を目指します。



嶽山・金胎寺山や、農地の緑、石川、古木・名木などを、守る郷土の緑と位置づけ、公園・緑地や街路樹、緑道、住宅地の緑などを創り、活かす緑とした緑の方針図を右図に示します。



緑の方針図

## ○緑の目標

前回計画策定時からの緑地の変化や目標の達成状況、社会情勢の変化、緑の基本方針等を踏まえて、緑の目標を下記のように設定します。

基本方針	目標	現況 (平成30年)	目標 (概ね10年後)	将来
郷土の緑を守る	現在と同じ緑地率（市全体に対する緑地の割合）を <u>維持</u>	約24%	約24%	約24%
緑を創り、活かす	一人当たりの都市公園等の面積として約 <u>20㎡/人以上</u> を維持	約20㎡/人	約20㎡/人以上	約20㎡/人以上
	公園を利用する人の割合を約 <u>50%</u> まで引き上げる	約43%	約45%	約50%
みんなで緑を育む	緑化活動や自然環境保全活動に参加している人の割合を約 <u>20%</u> まで引き上げる	約14%	約17%	約20%

## ■ 緑の施策

緑の将来像を実現していくための施策を以下に示します。

### □ 郷土の緑を守る施策

- 嶽山・金胎寺山における貴重な自然の保全
- 市街地やその周辺に残る緑の保全とネットワークの維持・形成
- 美具久留御魂神社や春日神社などの社寺林の保全
- 文化財と一体となった緑の保全・育成
- 里山などの保全と活用
- 優良農地や棚田などの保全と活用
- 生産緑地の保全と活用
- 石川などの河川やため池の保全と活用
- 生物多様性の維持
- 無秩序な開発の抑制



嶽山・金胎寺山



住民による竹林の管理作業



美具久留御魂神社



住民による里山の保全活動



東条の水田



石川

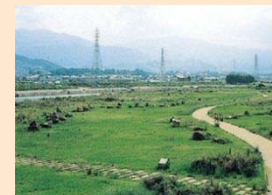
写真提供：富田林市観光協会

### □ 緑を創り、活かす施策

- 府営公園などの大規模な公園・緑地の整備と運営
- 公園・緑地の整備と利活用
- 公園・緑地の適切な維持管理
- 公園・緑地の再編や活性化
- スポーツや健康づくりの場としての公園・緑地の活用
- 農業公園や自然資源の活用
- 緑のネットワークの形成
- 学校グラウンドや公共施設の緑の維持管理
- 公共施設の緑化の推進
- 民有地緑化や環境対策への支援



錦織公園



石川河川公園



総合スポーツ公園



農業公園サバーファーム



街路樹



緑のカーテン

## □みんなで緑を育む施策

- 緑を担う人材の育成
- 市民や団体、事業者等との協働
- 市民や事業者等による緑の活動やルールづくりの促進
- 緑に関する普及活動の推進



錦郡幼稚園のビオトープ



石川大清掃



緑化フェア

## ■保全配慮地区の方針

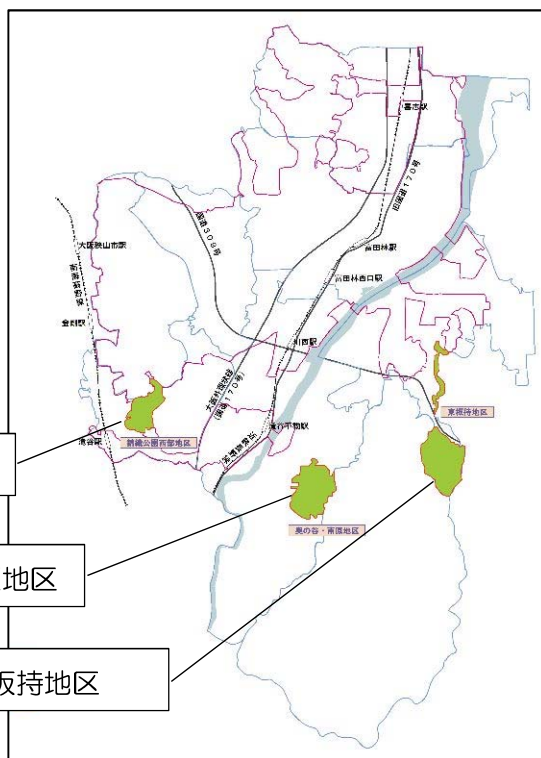
### ○保全配慮地区とは

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定める事項の一つで、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことであります。

行為の制限などの法的な効果は生じませんが、風致景観や生物多様性の保全、市民の自然との触れ合いの場などの観点から、多様な制度の適用を検討しながら、緑地の保全に取り組んでいく地区になります。

### ○保全配慮地区の設定と方針

本市の緑の拠点となるような地区であること、生物の生息場所となっていて、エコロジカル・ネットワークの形成に必要な地区であること、地域住民などによる緑に関する活動が行われている地区であること等を勘案して、右に示す3地区を保全配慮地区に定めます。



錦織公園西部地区

奥の谷・南原地区

東板持地区



### 奥の谷・南原地区の方針

当地区を本市における「里山保全モデル地区」として位置づけ、市民とのパートナーシップにもとづいて育成していきます。

### 錦織公園西部地区の方針

ため池と一体となった貴重な樹林地を保全するとともに、緑地の環境保全等の機能を維持・増進し、適切な維持管理を推進します。

特に、地区内における自然生態系の保全を重視し、隣接する錦織公園との連携を図りながら、野鳥をはじめとする生物の多様性の確保にむけて取り組みます。

### 東板持地区の方針

地元農家を中心とした地域コミュニティによるまちづくり・地域づくりの一環として、農地を含む里地・里山の緑地保全に取り組みます。

## ■ 計画の実現に向けて

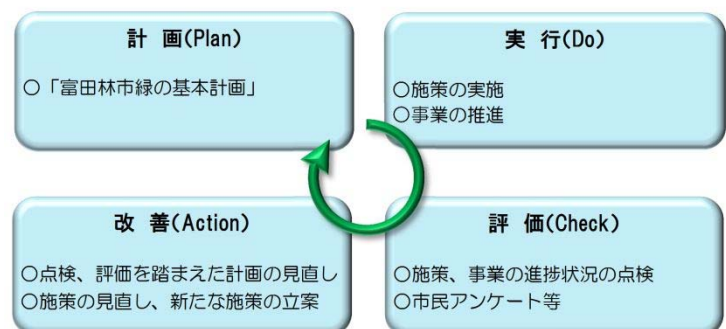
### ○ 計画推進の仕組みづくり

緑の施策を進めるための実施体制を充実させるとともに、市民や団体、事業者等がパートナーシップを築きやすい環境を整え、国、大阪府、隣接する自治体等と相互に連携を図ります。

### ○ 計画の進行管理

本計画が目指す緑の将来像の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルで進行管理を行います。

今後おおむね10年間を計画期間とし、法改正や社会情勢の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直しを行います。



富田林市 産業環境部 みどり環境課 平成31（2019）年 3月策定